

元岡・桑原遺跡群第20・26次調査地の取り扱いについて

平成14年10月11日
新キャンパス計画専門委員会

第20次調査地の取り扱いについては「古代の役所跡であることを強く示唆する遺物・遺構が検出されており、高い学術的価値を有する遺跡である可能性が高い」との評価が本学の文化財ワーキング・グループによって新キャンパス計画専門委員会に報告され、その後、将来計画小委員会の了承を受け、平成13年3月1日の評議会において第20次調査地谷部の遺跡保存を含む土地利用、保存方法については今後の発掘調査の結果状況を踏まえて、詳細に検討した上で、造成基本設計案を作成し、学内審議に付することです承されている。

また、本学においては、埋蔵文化財については、通常の「開発/保存」という二者択一の図式ではなく、キャンパスと埋蔵文化財を両立させ、それ自体がキャンパスの特長となるよう考慮すべきであるという立場から、国指定史跡などの行政的保存の場合を除いて、以下の四つのケースに分けて対処することを平成12年5月23日の将来計画小委員会において了承している。

- ・ 現地をそのまま保存するか、学内外に展示公開するため復元・整備する。
- ・ 土盛りなどによってキャンパスとして利用するが、遺構の部分については位置関係と構造を正確に復元して展示公開する。
- ・ 土盛りなどによって、遺構を破壊しないかたちでキャンパスとして利用する。
- ・ 記録保存した後造成し、キャンパスとして利用する。

今回、平成14年9月10日福岡市教育委員会から元岡・桑原遺跡群第20次、26次、27次調査概要報告を受け、文化財ワーキンググループにその取り扱いについて検討を依頼したところ、別紙のような「取り扱い」が提言された。これを踏まえ、本委員会は、「元岡・桑原遺跡群第20・26次調査地」について下記のとおり取り扱うものとする。

記

元岡・桑原遺跡群第20・26次調査地の主要な遺構群については、～のケースに準じて保存活用する。

現地は遺構面保護のため、土盛りを行い、その上に人工池・倉庫柱穴の表示を行って、パネル等を付して公開する。

未調査の古墳時代住居群については、古代倉庫群の調査による破壊を避けるため、倉庫群地点の掘り下げは行わない。

既調査遺構だけでなく未調査遺構を地下に包蔵するため、地上には構造物は建てない。

20次調査区北部については、調査区外に郡衙遺構、古墳時代遺構が連続することが考えられるため、将来の保存活用の可能性を考慮して、園地や建物としての利用は避ける。

26次調査区南部の谷部については、通常のキャンパスとして活用する。

元岡・桑原遺跡群第20・26次調査地の取り扱いについて

平成14年10月9日
文化財ワーキンググループ

元岡・桑原遺跡群第20次調査区は、古代の役所跡であることが調査当初から予測されていたが、今回、福岡市教育委員会の概要報告によって、予測が裏付けられたといえる。すなわち、遺構としては人工池と倉庫群が検出され、遺物として帯金具、銅製および石製の榼、硯、木簡、国産陶器・輸入陶磁器、祭祀具などが出土しており、帯金具は郡の大領の装着品に相当する。

木簡には嶋郡内の複数の郷名が記されており、個々の郷の上位にある機関であることを示すなど、郡衙（郡役所）の機能を果たした場所であったことが明らかになったといえる。また、これらの南に隣接する26次調査区からも倉庫群が検出されており、これらが一体となって機能した施設であったと考えられる。さらに、倉庫群に人工池が伴う点は、律令の「倉庫令」の規定が実証されたものである。したがって、これらの遺構・遺物は戸籍の「肥君猪手」で著名な古代嶋郡の中心地の一つであったことを物語っており、高い学術的価値を有する遺跡である。

また、調査地には古墳時代の住居群も検出され、倉庫群の下にある未調査の分も含めると100基をこえる規模となるようであり、古墳時代からこの地が嶋郡の中心地の一つであったことも、今回の調査で明らかとなった。

さて、本学においては、埋蔵文化財については、通常の「開発/保存」という二者択一の図式ではなく、キャンパスと埋蔵文化財を両立させ、それ自体がキャンパスの特長となるよう考慮すべきであるという立場から、国指定史跡などの行政的保存の場合を除いて、以下の四つのケースに分けて対処することを平成12年5月23日の将来計画小委員会において了承している。

- ・ 現地をそのまま保存するか、学内外に展示公開するため復元・整備する。
- ・ 土盛りなどによってキャンパスとして利用するが、遺構の部分については位置関係と構造を正確に復元して展示公開する。
- ・ 土盛りなどによって、遺構を破壊しないかたちでキャンパスとして利用する。
- ・ 記録保存した後造成し、キャンパスとして利用する。

第20・26次調査地区の埋蔵文化財について、上記の重要性を考慮して、本ワーキンググループは、以下のような取り扱いを提言する。

主要な遺構群については、上記の～のケースに準じて保存活用する。
未調査の古墳時代住居群については、古代倉庫群の調査による破壊を避けるため、倉庫群地点の掘り下げは行わない。

現地は遺構面保護のため、土盛りを行い、その上に人工池・倉庫柱穴の表示を行って、パネル等を付して公開する。表現法については別途検討する。

既調査遺構だけでなく未調査遺構を地下に包蔵するため、地上には構造物は建てない。

20次調査区北部については、調査区外に郡衙遺構、古墳時代遺構が連続することが考えられるため、将来の保存活用の可能性を考慮して、園地や建物としての利用は避ける。

26次調査区南部の谷部については、遺構が確認されていないため、通常のキャンパスとして活用する。